

一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会 会費規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会（以下「当法人」という。）定款第9条に基づき、法人の入会金及び会費の額並びに納付等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 入会金及び会費

(入会金及び会費)

第2条 会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 入会金 0円 年会費 5,000円

(2) 賛助会員 入会金 0円 年会費 5,000円

2 入会金及び会費は、入会時に入会申込書と併せて納入するものとする。

(納付)

第3条 前条に定める入会金及び会費は、法人の指定する銀行口座に振り込むことにより納付するものとする。ただし、現金により納付することもできる。

2 前項に規定する入会金等の振り込みに係る振込手数料は、会員の負担とする。

第3章 その他

(規程の改正)

第4条 本規程は、理事会の決議により改正することができる。変更後の規程は、当法人が発行する機関紙などにより、会員へ告知する。

(雑則)

第5条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に理事会において定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

この規程は、平成30年2月4日に改正され、同年4月1日から適用する。